

1.趣旨

この要項は、第21回全国スポーツ・レクリエーション祭(以下「祭典」という。)防災警備実施計画に基づき、祭典における事故の未然防止および非常時対策について、万全を期すため必要な事項を定める。

2.実施機関

祭典における防災警備対策は、第21回全国スポーツ・レクリエーション祭滋賀県実行委員会(以下「県実行委員会」という。)、および第21回全国スポーツ・レクリエーション祭会場地市町実行委員会(以下「市町実行委員会」という。)が行うものとする。

3.実施業務

祭典における防災警備業務は、次のとおりとする。

- (1)開会式会場、閉会式会場、シンポジウム会場、特別行事会場(以下「開会式等会場」という。)および種目別大会会場の防災警備に関すること。
- (2)開会式等会場、種目別大会会場、および宿泊施設の火災の予防に関すること。

4.事前の防災警備

県実行委員会と市町実行委員会は、火災・その他の災害の予防に万全を期するため、次のとおり祭典開催前に事前の防災警備対策を実施する。

- (1)県実行委員会の業務
 - ア 開会式会場等の防災警備実施要領の作成
 - イ 市町実行委員会の防災警備実施要領作成に係る協力
 - ウ 市町実行委員会が実施する防災警備体制強化に係る協力
 - エ 開会式等会場に対する予防査察および火災予防指導の各消防本部への実施依頼
 - オ その他必要な業務
- (2)市町実行委員会の業務
 - ア 種目別大会会場の防災警備実施要領の作成
 - イ 種目別大会会場および宿泊施設に対する予防査察ならびに火災予防の指導
 - ウ その他必要な業務

5.祭典開催期間中の防災警備

開会式の前日から閉会式当日までの期間(以下「祭典開催期間中」という。)の防災警備対策は、県実行委員会および市町実行委員会の防災警備担当班が実施する。

- (1)県実行委員会の業務
 - ア 開会式等の会場における防災警備対策
 - イ 開会式等の会場における火災等の災害に係る対策
 - ウ 市町等の防災警備状況の把握および火災等発生時の支援
 - エ 関係機関との連絡調整
- (2)市町実行委員会の業務
 - ア 種目別大会会場における防災警備対策
 - イ 種目別大会会場および宿舎における火災等の災害に係る対策
 - ウ 県実行委員会に対する通報連絡
 - エ 関係機関との連絡調整
- (3)事件・事故発生時の対策
大会期間中において、大会運営に支障をきたす事件・事故が発生した場合、県実行委員会および市町実行委員会は、関係機関・団体と協議し大会の運営に支障のないよう対策を講じるものとする。